

令和3年度

第199回宮城県都市計画審議会議案書

令和3年4月

宮城県都市計画審議会

第199回宮城県都市計画審議会

と き 令和3年4月23日(金)
午前10時00分
と ころ 宮城県行政庁舎
4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第198回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2378号ほか 1件

4 そ の 他

宮城県の復興まちづくりについて ～東日本大震災から10年の取組み～

5 閉 会

目 次

1 報 告

第198回宮城県都市計画審議会議案の処理について	3
--------------------------------	---

2 議 案

議案第2378号 宮城県都市計画審議会議事運営規則の 一部改正について	4
議案第2379号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について	8

第198回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2377号	石巻市 東松島市	石巻広域都市計画道路の変更について	令和3年2月12日 宮城県告示第91号

宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正について

改正案：別紙のとおり

参考

○都市計画審議会条例（抜粋）

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（抜粋）

（審議会等の会議の一部公開又は非公開の決定）

第4条 審議会等は、情報公開条例第19条の規定に基づき、会議の全部又は一部を非公開とする旨を決定することができる。この場合において、審議会等は、次回以降の会議で審議する事項等に応じて、その都度当該決定を変更することができる。

○情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

（1）非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

（2）会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正

宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部を改正する規則

宮城県都市計画審議会議事運営規則（昭和44年12月9日審議会決定）の一部を次のように改正する。

第4条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（Web会議システムを利用した会議の開催）

第4条 条例第5条第1項の審議会の会議について、会長が必要と認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 Web会議システムによる出席又は議事の採決は、それぞれ条例第5条第2項又は第3項に規定するものとして取り扱う。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員、臨時委員及び専門委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員、臨時委員及び専門委員相互で行うことができるときも同様とする。

3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員、臨時委員及び専門委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により会議が非公開で行われる場合は、委員、臨時委員及び専門委員以外の者に視聴させてはならない。

附則

この規則は、令和3年4月23日から施行する。

理由 社会情勢の諸事情を踏まえて適切に会議を開催するには、Web会議システムの利用が必要となるため。

宮城県都市計画審議会議事運営規則新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
宮城県都市計画審議会議事運営規則	宮城県都市計画審議会議事運営規則
第1条から第3条まで（略）	第1条から第3条まで（略）
<u>（Web会議システムを利用した会議の開催）</u>	<u>（新設）</u>
第4条 <u>条例第5条第1項の審議会の会議について、会長が必要と認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。</u>	
2 <u>Web会議システムによる出席又は議事の採決は、それぞれ条例第5条第2項又は第3項に規定するものとして取り扱う。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員、臨時委員及び専門委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員、臨時委員及び専門委員相互で行うことができるときも同様とする。</u>	
3 <u>Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員、臨時委員及び専門委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。</u>	
4 <u>Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。</u>	
5 <u>審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により会議が非公開で行われる場合は、委員、臨時委員及び専門委員以外の者に視聴させてはならない。</u>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（議長の議事整理権） 第<u>5</u>条</p>	<p>（議長の議事整理権） 第<u>4</u>条</p>
<p>（議事日程） 第<u>6</u>条</p>	<p>（議事日程） 第<u>5</u>条</p>
<p>（審議の方法） 第<u>7</u>条</p>	<p>（審議の方法） 第<u>6</u>条</p>
<p>（発言） 第<u>8</u>条</p>	<p>（発言） 第<u>7</u>条</p>
<p>（退席） 第<u>9</u>条</p>	<p>（退席） 第<u>8</u>条</p>
<p>（専門委員） 第<u>10</u>条</p>	<p>（専門委員） 第<u>9</u>条</p>
<p>（委員以外の出席） 第<u>11</u>条</p>	<p>（委員以外の出席） 第<u>10</u>条</p>
<p>（議事録） 第<u>12</u>条</p>	<p>（議事録） 第<u>11</u>条</p>
<p>（常務委員会） 第<u>13</u>条</p>	<p>（常務委員会） 第<u>12</u>条</p>
<p>（雑則） 第<u>14</u>条</p>	<p>（雑則） 第<u>13</u>条</p>
<p>附則 <u>この規則は、令和3年4月23日から施行する。</u></p>	

仙塩広域都市計画区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画区域区分の変更

(宮城県決定)

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
計画図表示のとおり市街化調整区域から市街化区域に変更する
- 2 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成27年 (基準年)	平成37年 (令和7年) (目標年)
都市計画区域内人口	1,462千人	1,453千人
市街化区域内人口	1,395千人	1,404千人
配分する人口	—	1,401千人
保留する人口	—	3千人
(特定保留)	—	0千人
(一般保留)	—	3千人

3 変更の理由

県は、「仙塩広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」に，計画的な市街地整備の見通しがある区域等を位置付け，一定の条件を満たす場合に市街化区域へ編入することとしている。名取市の閑上地区及び美田園北地区は，東日本大震災により甚大な被害を受けた名取市沿岸部の復興のため，「名取市震災復興計画」に基づき，被災市街地復興土地区画整理事業等により市街地が形成されたこと，また，富谷市の高屋敷西地区は，土地区画整理事業を実施する確実性が得られたことから，市街化区域へ編入し，良好な市街地形成を図るものである。

仙塩広域都市計画 区域区分の変更 (名取市、富谷市)

総括図





